

青森県報

号外第六十九号

平成二十一年
九月十八日
(金曜日)

海区漁業調整委員会

目 次

東部海区管内の沿岸海域に来遊するさけ資源の繁殖保護の指示

西部海区管内の沿岸海域に来遊するさけ資源の繁殖保護の指示

東部海区管内におけるとどの採捕の指示

西部海区管内におけるとどの採捕の指示

西部海区管内におけるふぐはえなわ漁業の操業の指示

(事務局) 一

(同) 二

(同) 四

(同) 五

ウ 点工から真方位六十九度三十分三百メートルの点

エ 河口右岸から真方位百五十九度三十分一百二十メートルの点

奥入瀬川河口

次のア、イ、ウ、エの各点を順次に結んだ三直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた海域

ア 河口左岸から真方位三百三十九度三十分二百二十メートルの点

海 域 漁 業

五戸川河口 次のア、イ、ウ、エの各点を順次に結んだ三直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた海域

ア 河口左岸から真方位三百三十九度三十分二百二十メートルの点

小型定置漁業、固定式さし網漁業及びはえなわ漁業

1 次の表の上欄に掲げる海域においては、平成二十一年十月一日から同年十一月三十日までの間、同表下欄に掲げる漁業の操業を禁止する。

青森県東部海区漁業調整委員会指示第七号

漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第六十七条第一項の規定により、青森県東部海区管内の沿岸海域に来遊するさけ資源の繁殖保護を図るため、次とおり指示する。

平成二十一年九月十八日

青森県東部海区漁業調整委員会

会長木村民二

一 河口付近における操業の制限

老郡川河口(下北郡東通村)
次のア、イ、ウ、エの各点を順次に結んだ三直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた海域
ア 河口左岸から真方位六度三十分千メートルの点
イ 点アから真方位九十六度三十分五百メートルの点

工 河口右岸から真方位百五十八度三十分二千メートルの点

点 イ 点アから真方位七十九度三十分二千メートルの点

ウ 点工から真方位六十八度三十分二千メートルの点

ルの点

点

ウ 点工から真方位九十六度三十分五百メートルの点

エ 河口右岸から真方位百八十六度三十分千メートルの点

大畠川河口

次のア、イ、ウ、エの各点を順次に結んだ三直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた海域

ア 河口左岸から真方位三百四度三十分五百メートルの点

イ 点アから真方位四十九度三十分千メートルの点

ウ 点エから真方位四十九度三十分千メートルの点

エ 河口右岸から真方位百四十四度三十分千メートルの点

2 次の表の上欄に掲げる海域においては、平成二十一年十一月十一日から同年十二月三十一日までの間、同表下欄に掲げる漁業の操業を禁止する。

海 域	漁 業
新井田川及び馬淵川河口 八戸港八太郎北防波堤、八太郎北防波堤の突端から白銀北防波堤の東端を経て燕島に至る直線、新井田川河口（八戸大橋の下流端をいつ。）、馬淵川河口（八太郎地区北導流堤の突端から八戸市豊洲四番の北端に至る直線をいつ。）、八太郎地区北導流堤及び最大高潮時海岸線によって囲まれた海域	小型定置漁業、固定式さし網漁業及びはえなわ漁業

3 1及び2に掲げる海域においては、平成二十一年十月一日から同年十二月三十一日までの間、一本釣りによりさけを採捕してはならない。

二 沿岸域における操業の制限

次の表の上欄に掲げる海域においては、平成二十一年十月一日から同年十二月三十一日までの間、同表下欄に掲げる漁業の操業を禁止する。

海 域	漁 業
一 河口周辺における操業の制限	最大高潮時海岸線から一百五十メートル以内の海域
1 次の表の上欄に掲げる海域においては、平成二十一年十月一日から同年十二月三十一日までの間、同表下欄に掲げる漁業の操業を禁止する。	固定式さし網漁業及びはえなわ漁業
会長前田廣臣	青森県西部海区漁業調整委員会指示第七号

海 域	漁 業
川内川河口 川内川河口中央から半径千五百メートル以内の海域	小型定置漁業、固定式さし網漁業及びはえなわ漁業
野辺地川河口 野辺地川河口中央から半径五百メートル以内の海域	小型定置漁業、固定式さし網漁業及びはえなわ漁業

清水川河口中央から半径五百メートル以内の海域

定式さし網漁業及び
はえなわ漁業

海域	漁業
十三湖水戸口	小型定置漁業、底建網漁業、固定式さし網漁業及びはえなわ漁業
中村川河口	小型定置漁業（はたを対象とした小型定置漁業を除く）、底建網漁業、固定式さし網漁業及びはえなわ漁業
ア 河口左岸から真方位一百六十三度三十分三百メートルの点	イ 点アから真方位三百四十七度三十分五百メートルの点
イ 点エから真方位三百四十六度三十分五百メートルの点	ウ 点エから真方位三百九度三十分八百五十メートルの点
エ 河口右岸から真方位七十三度三十分三百メートルの点	エ 河口右岸から真方位二十度三十分五千メートルの点
赤石川河口	小型定置漁業、底建網漁業、固定式さし網漁業及びはえなわ漁業
ア 河口左岸から真方位一百四十六度三十分三百メートルの点	イ 点アから真方位一百五十一度三十分五百メートルの点
イ 点アから真方位三百三十六度三十分五百メートルの点	ウ 点エから真方位二百三十三度三十分五百メートルの点
ウ 点エから真方位三百一十一度三十分五百メートルの点	

ルの点

エ 河口右岸から真方位五十二度三十分三百メートル

ルの点

追良瀬川河口 次のア、イ、ウ、エの各点を順次に結んだ三直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた海域

ア 河口左岸から真方位一百一度三十分五百メートルの点

建網漁業、固定式さし網漁業及びはえなわ漁業

小型定置漁業、底建網漁業、固定式さし網漁業及びはえなわ漁業

3	1に掲げる海域においては、平成二十一年十月一日から同年十一月三十日までの間、また、2に掲げる海域においては、平成二十一年九月二十日から同年十一月二十日までの間、一本釣りによりさけを採捕してはならない。
1	沿岸域における操業の制限 次の表の上欄に掲げる海域においては、平成二十一年十月一日から同年十一月

三十一日までの間、同表下欄に掲げる漁業の操業を禁止する。

掲げる漁業によりさけを採捕してはならない。

海 域	漁 業
東津軽郡外ヶ浜町字平館石崎、金釜岩（鋸ヶ崎の東端）に設置した標柱から真方位四十度三十分の線及び北津軽郡と東津軽郡との境に設置した標柱から真方位二百九十二度三十分の線との間ににおける最大高潮時海岸線から二百五十メートル以内の海域	固定式さし網漁業及びはえなわ漁業

² 次の表の上欄に掲げる海域においては、平成二十一年九月二十日から同年十二月二十日までの間、同表下欄に掲げる漁業の操業を禁止する。

海 域	漁 業
北津軽郡と東津軽郡との境に設置した標柱から真方位二百九十二度三十分の線以南の日本海における最大高潮時海岸線から二百五十メートル以内の海域	小型定置漁業（いわし、あじ、いかを対象とした小型定置漁業を除く。）
北津軽郡と東津軽郡との境に設置した標柱から真方位二百九十二度三十分の線以南の日本海における最大高潮時海岸線から二百五十メートル以内の海域	底建網漁業、固定式さし網漁業及びはえなわ漁業

三 次の表の上欄に掲げる海域においては、同表中欄に掲げる期間中は、同表下欄に

海 域	漁 業	期 間	漁 業
北津軽郡と東津軽郡との境に設置した標柱から真方位二百九十二度三十分の線以南の日本海の海域	別途指定する平成二十一年十月十日から同月十八日までの間ににおける五日間及び同年十一月五日から同月八日まで	小型定置漁業（いわし、あじ、いかを対象とした小型定置漁業を除く。）、固定式さし網漁業及びはえなわ漁業	定置漁業、小型定置漁業、底建網漁業、固定式さし網漁業及びはえなわ漁業

青森県東部海区漁業調整委員会指示第八号

青森県東部海区管内におけるとどの採捕（生け捕り又は獵銃を使用する者に限る。）について、漁業法（昭和二十四年法律第一百六十七号）第六十七条第一項の規定により次のとおり指示する。

平成二十一年九月十八日

青森県東部海区漁業調整委員会

会長木村民二

- 一 定義
この指示において、「とじ」とは、アシカ亞目（アシカ科）のとじをいう。
- 二 採捕の承認
青森県東部海区海域において、とじを採捕しようとする者は、青森県東部海区漁業調整委員会（以下「委員会」といふ。）の承認を受けなければならない。
- 三 承認の手続き
とじの採捕の承認を受けようとする者は、別に定めるとじ採捕承認事務取扱要領に基づき、とじ採捕承認申請書を委員会に提出しなければならない。
- 四 承認の対象者
承認の対象者は、次のいずれかに該当するものとする。
- 1 試験研究の用に供しようとする者
 - 2 漁具被害等の漁業被害を防止しようとする者
 - 3 その他委員会が特に認めた者
- 五 承認をしない場合
次のいずれかに該当する場合は、承認をしない。
- 1 申請者が漁業に関する法令を遵守する精神を著しく欠く者であるとき
 - 2 その他委員会が必要があると認めるとき
- 六 承認者数の制限
委員会は、とじの採捕の承認者数の最高限度を別に定めるものとする。
- 七 採捕の期間
採捕の期間は、平成二十一年十一月一日から平成二十一年九月三十日までとする。
- 八 採捕数の制限
委員会は、とじの採捕数の最高限度を別に定めるものとする。
- 九 承認証の交付
委員会は、採捕の承認をしたときは、申請者にとじ採捕承認証を交付するものとする。
- 十 承認証の携帯義務
承認を受けた者は、とじを採捕するときは、当該承認証を携帯しなければならない。

ない。

十一 採捕の制限又は条件及び停止

委員会は、とじの繁殖保護又は漁業調整上必要があると認めるときは、承認を制限し、条件を付け、又は採捕の停止を指示することができる。

十二 承認の取消し

委員会は、承認を受けた者がこの指示の内容に違反したときは、承認を取消すことができる。

十三 所持販売の禁止

委員会の承認を受けない者が採捕したときは、これを所持し、又は販売してはならない。

十四 報告書の提出等

承認を受けた者は、採捕頭数及び揚収後の処理状況等について別に定めるとじ採捕報告書により、採捕後速やかに委員会に提出しなければならない。

十五 取扱要領

この指示に定めるもののほか、承認に係る取扱いについては、とじ採捕承認事務取扱要領の定めるところによる。

十六 指示の有効期間

この指示の有効期間は、平成二十一年十月一日から平成二十一年九月三十日までとする。

青森県西部海区漁業調整委員会指示第八号

青森県西部海区管内におけるとじの採捕（生け捕り又は獵銃を使用する者に限る。）について、漁業法（昭和二十四年法律第一百六十七号）第六十七条第一項の規定により次のとおり指示する。

平成二十一年九月十八日

青森県西部海区漁業調整委員会

会長前田廣臣

- 一定 義
この指示において、「とじ」とは、アシカ亞目（アシカ科）のとじをいう。
- 二 採捕の承認

青森県西部海区海域において、とじを採捕しようとする者は、青森県西部海区漁業調整委員会（以下「委員会」といふ。）の承認を受けなければならない。

三 承認の手続き

とじの採捕の承認を受けようとする者は、別に定めるとじ採捕承認事務取扱要領に基づき、とじ採捕承認申請書を委員会に提出しなければならない。

四 承認の対象者

承認の対象者は、次のいずれかに該当するものとする。

- 1 試験研究の用に供しようとする者
- 2 漁具被害等の漁業被害を防止しようとする者
- 3 その他委員会が特に認めた者

五 承認をしない場合

次のいずれかに該当する場合は、承認をしない。

- 1 申請者が漁業に関する法令を遵守する精神を著しく欠く者であるとき
- 2 その他委員会が特に必要があると認めるとき

六 承認者数の制限

委員会は、とじの採捕の承認者数の最高限度を別に定めるものとする。

七 採捕の期間

採捕の期間は、平成二十一年十一月一日から平成二十一年五月三十日までとする。

八 採捕数の制限

委員会は、とじの採捕数の最高限度を別に定めるものとする。

九 承認証の交付

委員会は、採捕の承認をしたときは、申請者にとじ採捕承認証を交付するものとする。

十 承認証の携帯義務

承認を受けた者は、とじを採捕するときは、当該承認証を携帯しなければならない。

十一 採捕の制限又は条件及び停止

委員会は、とじの繁殖保護又は漁業調整上必要があると認めるときは、承認を制限し、条件を付け、又は採捕の停止を指示することができる。

十二 承認の取消し

委員会は、承認を受けた者がこの指示の内容に違反したときは、承認を取消すこ

とができる。

十三 所持販売の禁止

委員会の承認を受けない者が採捕したとじは、これを所持し、又は販売してはならない。

十四 報告書の提出等

承認を受けた者は、採捕頭数及び揚収後の処理状況等について別に定めるとじ採捕報告書により、採捕後速やかに委員会に提出しなければならない。

十五 取扱要領

この指示に定めるもののほか、承認に係る取扱いについては、とじ採捕承認事務取扱要領の定めるところによる。

十六 指示の有効期間

この指示の有効期間は、平成二十一年十月一日から平成二十一年九月三十日までとする。

とじ採捕承認事務取扱要領

平成二十一年九月十八日青森県東部海区漁業調整委員会指示第八号及び青森県西部海区漁業調整委員会指示第八号に基づくとじ採捕承認等に係る事務取扱要領を次のとおり定める。

一 承認の申請

とじの採捕の承認（以下「採捕の承認」といふ。）を受けようとする者は、とじ採捕承認申請書（第一号様式。以下「申請書」といふ。）を、次に掲げる書類を添えて採捕しようとする海区の委員会（以下「委員会」といふ。）に提出しなければならない。

1 申請理由書

- 2 とじ採捕計画書（第一号様式）及びとじ採捕承認申請調書（第三号様式）
- 3 船舶（漁船を除く。）を使用する場合は、当該船舶の船舶検査証書（印）
- 4 用船による場合は、船舶使用承諾書（印鑑証明書添付）
- 5 銃所持許可証（印）（獣銃を使用しない場合を除く。）
- 6 申請者の所属する漁業協同組合の意見書（ただし、市町村が申請する場合は関係漁業協同組合の意見書）
- 7 その他委員会が特に必要とする書類

第2号様式

とど採捕計画書

平成 年 月 日

申請者 住 所

月	採捕頭數	備	考
計			

第3号様式

とど採捕承認申請調書

注 様式の大きさは、日本工業規格 A4 横長とする。

第4号様式

(9) 平成21年9月18日 金曜日 第69号 告示外壁 標識

青・東海調認ビド第
西 号

ヒヂ採捕承認証

青森県東部海区漁業調整委員会指示第 号に基づき、次のとおり承認します。

住所 氏名

住所 氏名
所属漁業協同組合

1 船名			
2 船舶(漁船)登録番号			
3 総トン数	トナ		
4 推進機関の種類及び馬力数			
5 採捕期間	平成 年 月 日から	平成 年 月 日まで	
6 採捕区域	青森県 東部海区海域		
7 根拠地			
8 採捕従事者	住 所 氏 名		
平成 年 月 日			

青森県東部海区漁業調整委員会長 殿

ヒヂ採捕承認証書換交付申請書

平成 年 月 日

第5号様式

ヒヂ採捕承認証の書換交付を受けたいので、下記のとおり申請します。

1 承認番号 記

青・東海調認ビド第
西 号

2 承認年月日 平成 年 月 日

3 書換えをしようとする事項

項目	現在の承認証記載事項	書換えをしようとする内容

4 書換えを必要とする理由

注1 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。
2 用紙の大きさは、日本工業規格 A4縦長とする。

注 用紙の大きさは、日本工業規格 A4縦長とする。

第6号様式

ヒ ド 採 捕 承 認 証 再 交 付 申 請 書

平成 年 月 日

青森県 東部海区漁業調整委員会長 殿
青森県 西部海区漁業調整委員会長 殿住 所 印
氏 名 所属漁業協同組合

下記のとおりヒド採捕承認証の再交付を受けたいので、申請します。

記

1 承認番号 青東海調認ヒド第 号

1 承認番号 青東海調認ヒド第 号

2 承認年月日 平成 年 月 日

2 承認年月日 平成 年 月 日

3 亡失(き損)の理由

3 採捕内訳

採捕年月日	数量(頭)	処理状況	備考

第7号様式

ヒ ド 採 捕 報 告 書

平成 年 月 日

青森県 東部海区漁業調整委員会長 殿
青森県 西部海区漁業調整委員会長 殿住 所 印
氏 名 所属漁業協同組合

ヒドを採捕したので、下記のとおり報告します。

記

1 承認番号 青東海調認ヒド第 号

1 承認番号 青東海調認ヒド第 号

2 承認年月日 平成 年 月 日

2 承認年月日 平成 年 月 日

3 亡失(き損)の理由

3 採捕内訳

採捕年月日	数量(頭)	処理状況	備考

注1 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。
2 用紙の大きさは、日本工業規格 A4縦長とする。注1 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。
2 用紙の大きさは、日本工業規格 A4縦長とする。

青森県西部海区漁業調整委員会指示第九号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第六十七条第一項の規定により、青森県西部海区管内におけるふぐの採捕を目的とするはえなわ漁業の操業について、次のとおり指示する。

平成二十一年九月十八日

青森県西部海区漁業調整委員会

会長 前田廣臣

一 操業の制限

次に掲げる制限海域及び制限期間においては、動力漁船を使用して行うふぐの採捕を目的とするはえなわ漁業（以下「はえなわ漁業」という。）の操業をしてはならない。ただし、はえなわ漁業の操業について、青森県西部海区漁業調整委員会（以下「委員会」という。）の承認を受けた者は、この限りでない。

1 制限海域

青森県西津軽郡船作埼灯台中心点の正西線以北、北津軽郡権現崎南灯台中心点の正西線以南の青森県日本海沖合海域
ただし、沖合底引き網漁業禁止区域を除く。

2 制限期間

告示の日から平成二十一年十一月二十一日まで

二 操業の承認

制限海域における承認期間においてはえなわ漁業を営もうとする者は、委員会が別に定める平成二十一年度青森県西部海区ふぐはえなわ漁業操業承認事務取扱要領（以下「取扱要領」という。）により申請し、承認を受けなければならない。

1 承認期間

平成二十一年十月一日から同年十一月三十一日まで
ただし、赤石川河口左岸から真方位三百二十度の線以南の海域においては、平成二十一年十月一日から同月十四日までの期間内は操業してはならない。

三 承認対象者

青森県西津軽郡、つがる市、五所川原市及び北津軽郡に住所を有する者

四 承認対象船舶

- 五 総トン数十五トン未満船とする。
承認隻数
七十一隻以内とする。

- 六 操業時間
午前八時から午後三時までとする。

- 七 漁具の制限
漁具の総延長は三キロメートル以内とする。

- 八 漁具の標識
操業中の漁具には、漁具標識を明確にするとともに、船名を明記した名札を付さなければならぬ。

- 九 承認証の交付等
1 委員会は、承認したときは、別に定める操業承認証を交付する。
2 操業にあたっては、委員会が交付した操業承認証を携帯し、又は操業責任者に携帯させなければならない。

- 十 標識の表示
漁業の承認を受けた者は、当該承認に係る船舶の、船橋の両側の見やすい場所に、別に定める標識を表示しなければならない。
十一 漁獲成績の報告
漁業の承認を受けた者は、操業終了後委員会に漁獲成績を報告しなければならない。

- 十二 委員会は、この指示に違反したときは、承認を取り消すことができる。

- 一 申請書の提出
平成二十一年度青森県西部海区ふぐはえなわ漁業操業承認事務取扱要領
(以下「取扱要領」という。)により申請し、承認を受けなければならない。

1 承認期間

平成二十一年十月一日から同年十一月三十一日まで

ただし、赤石川河口左岸から真方位三百二十度の線以南の海域においては、平成二十一年十月一日から同月十四日までの期間内は操業してはならない。

2 承認対象者

青森県西津軽郡、つがる市、五所川原市及び北津軽郡に住所を有する者

三 承認証の交付

通知する。

委員会が承認したときは、第一号様式による承認証をその者の所属する漁業協同組合を経由し、申請者又は操業責任者に手交する。

四 標識の様式

承認を受けた者が船舶の船橋両側面に表示する標識は、第三回様式のとおりとする。

五 承認証の書換え

承認証書換交付の申請は、第四号様式によるほか、その手続きについては一から三までの規定を準用する。

六 承認証の再交付

2 1 漁獲成績報告書は、第六号様式により一部作成すること。
漁獲成績報告一覧表は、その者が所屬する漁業協同組合が第七号様式により取りまとめの上委員会事務局に提出すること。

一 漢猶月經〇華言

清江先生集卷之三

漁獲成績報告一覧表は、その者が所屬する漁業協同組合が第七号様式により取まとめの上委員会事務局に提出すること。

平成21年度交付金申請書

平成 年 月 日

青森県西部海区漁業調整委員会長 殿

私達は、平成21年度青森県西部海区ふくはまなむわ漁業権譲り受け申請書類に基づき下記のとおり申請します。

注 1 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

2 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 横長とする。

第2号様式

ふぐはえなわ漁業操業承認証

住所 所

氏名又は名称

承認番号	青西海調認ふぐはえなわ第 号
操業区域	青森県西津軽郡鰯作崎灯台中心点の正西線以南の日本海冲合海域
操業期間	平成21年1月1日から12月31日まで ただし、赤石川河口左岸から真方位320度の線以南の海域においては、平成21年10月1日から14日までの期間内は操業してはならない。
根拠地港	
船名	
漁船登録番号	AM -
船舶総トン数	トン
推進機関の種類及び馬力数	馬力
平成 年 月 日	青森県西部海区漁業調整委員会長 印

注 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長とする。

第3号様式

青海認ふぐなわ第 号

- 注 1 各文字及び数字は、大きさ8センチメートル以上、太さ2センチメートル以上、間隔2センチメートル以上とする。
注 2 文字は黒色とする。

第4号様式

ふぐはえなわ漁業操業承認証書換交付申請書

平成 年 月 日

青森県西部海区漁業調整委員会長 殿

住所 氏名

印

ふぐはえなわ漁業操業承認証の書換交付を受けたいので、下記の
とおり申請します。

記

- 1 承 認 番 号 青西海調認ふぐはえなわ第 号
2 承 認 年 月 日 平成 年 月 日
3 書換えしようとする事項

現在の承認内容	書換えしようとする内容
---------	-------------

4 書換えを必要とする理由

- 注 1 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。
2 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長とする。

第5号様式

ふくしまえなわ漁業操業承認証再交付申請書

平成 年 月 日

青森県西部海区漁業調整委員会長 殿

青森県西部海区漁業調整委員会長

住所
氏名
印

ふくはえなわ漁業操業承認証の再交付を受けたいので、下記のとおり申請します。

四

青西海調認ふぐはえなわ第
番号 平成 年 月 日
承認年月日
亡失(き損)の理由

注 1 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することが

2 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長とする。

第6号様式

平成21年度ふくはえなわ漁獲成績報告書

平成 年 月 日

平成21年度ふぐはえなわ漁業漁獲成績報告一覧表

漁協名

(単位: Kg・千円)

氏 名	魚種 漁獲月	とらふぐ'		その他のふぐ'		そ の 他		合 計	
		数量	金額	数量	金額	数量	金額	数量	金額
	10月								
	11月								
	12月								
	計								
	10月								
	11月								
	12月								
	計								
	10月								
	11月								
	12月								
	計								
	10月								
	11月								
	12月								
	計								
	10月								
	11月								
	12月								
	計								
	10月								
	11月								
	12月								
	計								
	10月								
	11月								
	12月								
	計								
	10月								
	11月								
	12月								
	計								
	10月								
	11月								
	12月								
	計								
	10月								
	11月								
	12月								
	計								
	10月								
	11月								
	12月								
	計								
	10月								
	11月								
	12月								
	計								
	10月								
	11月								
	12月								
	計								
	10月								
	11月								
	12月								
	計								
	10月								
	11月								
	12月								
	計								
	10月								
	11月								
	12月								
	計								
	10月								
	11月								
	12月								
	計								
	10月								
	11月								
	12月								
	計								
	10月								
	11月								
	12月								
	計								
	10月								
	11月								
	12月								
	計								
	10月								
	11月								
	12月								
	計								
	10月								
	11月								
	12月								
	計								
	10月								
	11月								
	12月								
	計								
	10月								
	11月								
	12月								
	計								
	10月								
	11月								
	12月								
	計								
	10月								
	11月								
	12月								
	計								
	10月								
	11月								
	12月								
	計								
	10月								
	11月								
	12月								
	計								
	10月								
	11月								
	12月								
	計								
	10月								
	11月								
	12月								
	計								
	10月								
	11月								
	12月								
	計								
	10月								
	11月								
	12月								
	計								
	10月								
	11月								
	12月								
	計								
	10月								
	11月								
	12月								
	計								
	10月								
	11月								
	12月								
	計								
	10月								
	11月								
	12月								
	計								
	10月								
	11月								
	12月								
	計								
	10月								
	11月								
	12月								
	計								
	10月								
	11月								
	12月								
	計								
	10月								
	11月								
	12月								
	計								
	10月								
	11月								
	12月								
	計								
	10月								
	11月								
	12月								
	計								
	10月								
	11月								
	12月								
	計								
	10月								
	11月								
	12月								
	計								
	10月								
	11月								
	12月								
	計								
	10月								
	11月								
	12月								
	計								
	10月								
	11月								
	12月								
	計								
	10月								
	11月								
	12月								
	計								
	10月								
	11月								
	12月								
	計								
	10月								
	11月								
	12月								
	計								
	10月								
	11月								
	12月								
	計								
	10月								
	11月								
	12月								
	計								
	10月								
	11月								
	12月								
	計								
	10月								
	11月								
	12月								
	計								
	10月								
	11月								

(発行所 青森市・島 青長・島 一丁人) 森目 一番 県号
(印刷所 青森市・東 二番人) 奥間町 印刷 株式 会社 七 号

定価小口一枚二付十五円一錢

毎週月・水・金曜日発行